

## 「防火水槽用地の固定資産税の課税状況について」の説明資料

### 1. 経緯および現状

生駒市では、市民の安全・安心を確保するため、民有地を借受け消防活動に不可欠な「防火水槽」の設置を行っているケースがあります。これらの土地については、市税条例に基づき固定資産税の減免措置が適用される制度となっておりますが、土地所有者への周知及び防火水槽設置状況に係る消防警防課と課税課との連絡調整や事務整理が十分でなかったことから、防火水槽が設置されている民有地において調査を実施した結果、一部減免の適用に至っていない箇所があることが判明しました。

対象箇所：31 箇所(税額 ※最大約 3,000 円～最小約 10 円／年間)

<※使用面積が確認できている 12 箇所>

### 2. 対応

減免が適用されていなかったことが確認された対象の方に対しては、市より速やかに通知を行い、過去の税額についても地方税法の規定に基づき 5 年遡り更正し、誠実かつ適正に還付の手続きを進めます。

### 3. 今後の再発防止策（運用の適正化）

消防本部が管理する消防水利台帳と課税部局の課税データを定期的に照合するフローを速やかに作成し、減免対象となる可能性のある土地を漏れなく抽出し再発防止に努めます。